

「岡山県子ども・子育て会議」について

1 子ども・子育て支援新制度について

子育てをめぐるのは、急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、子育て支援の制度・財源の縦割りなど、様々な課題がある。これらの解決に向けて、平成24年8月に子ども・子育て支援法など関連3法が成立し、平成27年4月にも子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援新制度において、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて施策が実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。

2 会議設置の必要性

子ども・子育て支援法（平成24年8月公布）第77条第4項で、県は条例の定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

- (1) 県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときに、あらかじめ意見を聴くこと
- (2) 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

3 市町村、県、国の役割

- (1) 市町村：子ども・子育て支援の実施主体として、地域ニーズに基づき計画を策定し、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等を実施する。
- (2) 県：市町村に対する支援や専門的・広域的な対応が必要な施策を行うとともに、市町村計画をとりまとめて県計画を策定する。
- (3) 国：制度全体の基本指針、施設認可基準、保育の必要性の認定基準、公定価格等を定める。

4 「岡山県子ども・子育て会議条例」の主な内容

- (1) 組織（第2条）
会議は、委員15人以内で組織する。
委員は、子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから任命する。
- (2) 任期（第3条）
委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- (3) 会長（第4条）
会長は、委員の互選によって定める。
会長に事故があるときは、会長が指名する委員が、職務を代理する。
- (4) 会議（第5条）
会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。